

一般社団法人 次世代センサ協議会 細則

2013年1月29日 制定

2014年7月16日 改定

2016年7月 6日 改定

2017年1月23日 改定

第1章 事業

第1条 戦略運営委員会

本会（次世代センサ協議会：以下本会）は会の事業を円滑に遂行、且つ協議会の活動を戦略的に検討するため戦略運営委員会を設ける。

2. 戦略運営委員会は、会長、専務理事、常務理事、事務局長、各専門委員会委員長と副委員長、研究会・研究部会の代表、会長の推薦した者をもって構成する。

3. 戦略運営委員会は専務理事を長とし、常務理事が事務取り纏めを担当する。

4. 戦略運営委員会は、本会の事業企画に関する審議、事業計画、予算の策定、戦略の立案を行い、理事会の承認を得て実施する。

5. 戦略運営委員会は、各専門委員会・研究会及び研究部会・支部を統括するとともに、新しい専門委員会、研究会・研究部会、支部の設立、それらの改廃を提案することができる。

第2条 専門委員会

次の専門委員会を置く。

①企画委員会

②技術委員会

③広報委員会

④事業委員会

2. 企画委員会

①センサ技術の啓発普及を図るため、シンポジウム・セミナー・見学会・展示会などを企画・実施する。

②国際交流の推進を図る。

3. 技術委員会

①内外の技術動向および産業動向の調査研究を行い、センサ技術のシンクタンクの役割を担う。

②センサ技術者の育成を図るための各種事業を行う。

4. 広報委員会

①広く会の活動状況を広報し、会員にセンサ技術情報を提供する。

②機関誌、出版物の企画・発行を行う。

5. 事業委員会

センシング技術普及啓発に関連する学術・産業振興及びニーズとシーズのマッチングに有効な以下の事業を企画し推進する。

- ① 各種団体との連携企画、補助金受託事業企画、官民からの調査受託などのプロジェクト事業。
- ② 産業分野における要望調査、振興策の検討と実践。

第3条 専門委員会・委員会の運営

戦略運営委員会は各専門委員会の委員を選任する。委員として会員以外の有識者を含めることができる。

2. 各専門委員会の委員長・副委員長は各専門委員会において選任する。
3. 専門委員会委員の任期は2ケ年とする。ただし再任を妨げない。
4. 各専門委員会は戦略運営委員会の承認を得て、独自の下部組織、独自の運営規則を作り活動することができる。

第4条 研究会

本会は特定技術の普及、特定分野の産業の創成を支援するため理事会の承認を得て、研究会・研究部会を設置する。

2. 社会インフラ・モニタリングシステム研究会

社会資本の維持管理・安全確保のため、センシング技術の開発動向を調査研究すると共に技術の普及を図る。

3. 海洋計測センサシステム研究部会

海洋産業分野における計測センサ技術の開発動向を調査研究すると共に技術の普及を図る。

第5条 研究会の運営

戦略運営委員会は研究会の代表および委員を選任する。委員として会員以外の有識者、法人研究会員から推薦されたものを含ませることができる。

2. 研究会は戦略運営委員会の承認を得て、独自の下部組織、独自の運営規則を作ることができる。
3. 研究会は研究会員を本会会員とは独自に公募し、独自に会費を徴収し運営できる。ただし、計算は本会に含まれる。

第6条 支部

本会は地域でのセンサ技術の啓発、普及を図るため理事会の承認を得て支部を設置する。

第7条 諮問会議

本会は有識者などからなる諮問会議を設け、本会の運営に関し助言を得ることができる。

第8条 事務局長

本会の事務を処理するため、事務局長および所要の職員を置く。

2. 本会は事務の業務の一部を外部に委託することができる。
3. 事務局長は理事の中から理事会において選任され、会長が任命する。
4. 事務局の組織、運営に関する必要事項は、戦略運営委員会が定める。

第9条 会友

会友は、次の資格を有する者とし、その期限は4年とする。

理事として継続して5年以上の経験者

委員として継続して7年以上の経験者

会友は、本会の主催する事業に、会員の資格で参加できる。

第2章 会費

第10条 会費の払い込み

会員は毎年、次の会費を前納するものとする。

- ① 個人会員 8,000 円
- ② 個人活動会員 8,000 円
- ② 法人会員 1口につき 200,000 円
- ③ 法人準会員 1口につき 100,000 円

会員資格で会行事に参加できる従業員の数を制限しない。

会員資格で会行事に参加できる従業員の数を2名とする。

2. 本会の事業遂行のため、理事会が必要と認めた場合は、臨時会費を徴収することができる。
3. 会員は毎年6月末日までに会費を払い込まなければならない。
4. 資格の変更により既納の会費に不足を生じた者は、資格の変更の月から月割り計算によってその不足分を払い込まなければならない。
5. 外国会員または長期在外の会員でその居住地に機関誌等の送付を受けようとする者は、会費のほかに必要経費の実費を払い込まなければならない。
6. 会員が会費を滞納したときは、理事会の議決を経て、この者を除名することができる。
7. 退会会員の会費は原則として返却しない。
8. 年度を6ヶ月以上経過した時点で新規加入する法人会員・法人準会員はその年度の会費は半額とする。

第3章 理事・監事の選出

第11条 理事・監事候補者

理事・監事の候補者は、次の者とする。

- ① 理事会が推薦した個人活動会員および法人・法人準会員代表者
- ② 立候補した個人活動会員および法人・法人準会員代表者
- ③ 会員が推薦した個人活動会員および法人・法人準会員代表者

第12条 手続き

理事会は、改選の当年の4月末日までに前条による理事・監事候補者を確定する、

第13条 新理事・新監事の公示

前条の手続きにより改選された新理事・新監事は、次の定期総会において公示する。

第14条 前理事・前監事の任期

前理事・前監事は、その任期の終了後でも、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

第4章 会議

第15条 議題および議事録

総会、理事会、戦略運営委員会、専門委員会等の開催にあたっては、事前に会議議題を提示し、またそれぞれの議事録を作成して事務局に備えなければならない。

第5章 英文略称

第16条 英文略称

本会の英文呼称は JASST と称する。

(J A S S T = JApan Society of next generation Sensor Technology)

第6章 専任役員ならびに職員の給与・勤務

第17条 勤務

専任役員ならびに職員の給与等および勤務の細目については、別に定める。

第7章 細則の変更

第18条 細則の変更

細則は理事会の議決を経なければ変更することはできない。

第8章 特別条項

第19条 社会的義務

本協議会は反社会的とみなされる団体・個人との関係を持たない。

第9章 付 則

本細則は2013年1月29日から実施する。